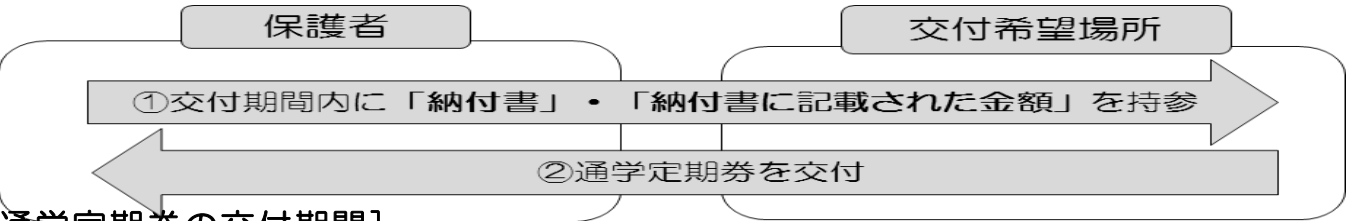


高等学校等通学費補助制度に係る通学定期券の交付手続きについて

先日、ご提出いただきました【高等学校等通学費補助金交付申請書（箱根登山バス・共通定期券利用者用）】に基づき、通学定期券の交付に必要な「納入通知書」を作成しましたのでお送りします。つきましては、交付申請時に希望した窓口に「納入通知書」・「納入通知書に記載された金額」を持参し、通学定期券を必ず交付期間内にお受け取りください。

〔通学定期券交付の流れ〕



〔通学定期券の交付期間〕

通学定期券の有効期間	通学定期券の交付期間
4/1 ～ 6/30 (第1四半期)	3月21日(金)～3月31日(月)
7/1 ～ 9/30 (第2四半期)	6月13日(金)～6月27日(金)
10/1 ～ 12/31 (第3四半期)	9月12日(金)～9月26日(金)
1/1 ～ 3/31 (第4四半期)	12月11日(木)～12月25日(木)

第1四半期分 【交付期間：3月21日～31日】

日	月	火	水	木	金	土
				春分の日	21社×	22
23	24社×	25	26	27	28	29
30	31社×					

第2四半期分 【交付期間：6月13日～27日】

日	月	火	水	木	金	土
					13	14
15	16社×	17	18	19	20	21
22	23社×	24	25	26	27	

第3四半期分 【交付期間：9月12日～26日】

日	月	火	水	木	金	土
					12	13
14	15敬老の日 社×文×	16社×	17	18	19	20
21	22社×	23秋分の日	24社×	25	26	

第4四半期分 【交付期間：12月11日～25日】

日	月	火	水	木	金	土
				11	12	13
14	15社×	16	17	18	19	20
21	22社×	23	24	25		

網掛け日：社会教育センター・仙石原文化センター(仙石原出張所)のいずれかで交付できない日

文×：仙石原文化センター(仙石原出張所)で交付できない日

社×：社会教育センターで交付できない日

※ 急遽休館日となる場合もありますので、ご了承ください。

〔各窓口の受付時間〕

- 各出張所 → 平日の8：30～17：15
- 仙石原文化センター → 土・日の9：00～17：00（平日は仙石原出張所にて対応）
- 教育委員会（郷土資料館内）→ 平日の8：30～17：15
- 社会教育センター → 9：00～17：00（月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、その翌日も休館。）

注意点

- 今回、4枚の納入通知書（第1～4四半期分）をお送りしていますので、大切に保管してください。
- 納入通知書は、本人確認するためにも必要となりますので必ず持参してください。なお、納入通知書を忘れた場合は、通学定期券の交付はできません。
- 交付申請書に記入した「通学定期券受領希望場所」以外での通学定期券の受領はできません。
- 交付期間以外での通学定期券の交付は行いません。なお、交付期間内に通学定期券の交付を受けなかった場合は、ご自身で通学定期券を購入後、書類を作成し、補助金の申請を行ってください。
◎作成する書類 { ・高等学校等通学費補助金交付申請書 第2号様式
・請求書、口座振替依頼書
※上記書類は、町ホームページから入手可能です。
- 各四半期の通学定期券の有効期間は重なっていません。有効期間が過ぎた通学定期券は、箱根登山バスに乗車した際、運転手に返却してください。
- 次のような補助対象に係る変更等があった場合は、必ず事前に学校教育係まで連絡してください。

変更内容（例）	対応
・町外への転出	通学定期券を学校教育係に返却していただきます。定期券有効期間内で返却した場合であっても、保護者負担額の返金はいたしません。
・町内転居等による通学区間の変更	
・中途退学	

※ 変更の申し出の遅滞や、虚偽の補助金申請等が判明した場合は、さかのぼって補助金を返還していただきます。

※ 通学定期券を紛失した場合は、再度購入しても補助の対象にはなりません。
（共通定期券に関しては、再購入することもできません。）

お問合せ先 箱根町教育委員会 学校教育課 学校教育係 TEL：85-7600